

被扶養者(異動)届 遅延理由書

常務理事	事務長		係

確認欄 この届出については①又は②の要件を満たしたものである。
 ①申請者本人(被保険者が作成したものである)。
 ②記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。

下記の通りお届けいたします。

事業主記入欄	事業所所在地	本申請内容につき、調査結果、事実と相違無いこと、また、届出記入に誤りがないことを確認しました。 〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	

受 付 印	

令和 年 月 日 提出

被保険者	記号・番号	フリガナ
	氏名	

被扶養者	氏名	続柄	1. 妻夫 2.[長・二・三・]男女 3. 養子・養女 4. 父母 5. 義父母 6. 弟妹兄弟 7. その他[]

事由発生日	令和 年 月 日	届出の種類	<input type="checkbox"/> 被扶養者の追加 <input type="checkbox"/> 被扶養者の削除
-------	----------	-------	--

遅れた理由	※どちらかにチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 本人理由 <input type="checkbox"/> その他理由

追加の場合	【遡って認定を希望する理由】		

削除の場合	「扶養をしなくなった日」以降に医療機関受診の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	【誓約文】 扶養をしなくなった日以降に医療機関へ当組合の保険証で受診してしまった場合は医療費や保険事業費等の当組合が負担した費用は全て返還に応じることを了承致します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">被保険者氏名 _____</div>		

不足書類名	提出予定(可能)日	令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日

【ご注意】
【認定】

- ・事由発生日から原則5日以内に書類が揃わない場合、提出してください。
- ・提出があった場合でも、遅延理由の審査の結果により必ずしも事由発生日が扶養認定日にならないことがあることを予めご了承ください。
- ・事由発生日から1か月以内に三重交通健康保険組合に扶養申請書類一式(不備や漏れのないもの)が到着することが必要です。
- ・1か月を過ぎて書類が到着した場合、到着日が認定日となります。
- ・「資格情報のお知らせ」は、扶養申請書類一式が揃ってから発行します。

【削除】

【認定・削除】

- ・事由発生日から1か月を超えて申請する場合は提出してください。(就職、死亡、75歳到達除く)
- ・事由発生日を確認する書類を添付してください。(就職、死亡、75歳到達除く)